

千葉県社保協通信

2020年度 — No14 2021年 1月 5日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉サカビル 3F

TEL : 043-225-6790 FAX : 043-221-0138 Eメール syaho2006@star.ocn.ne.jp

天海訴訟 結審

—千葉市は支援打ち切りの法的根拠示せず—

3月30日に 判決

介護保険申請をしないことを理由に、障害者福祉サービスを打ち切った千葉市を訴えた「天海訴訟」は、昨年末12月15日、提訴以来満5年、23回の裁判を経て結審しました。裁判の締めくくりに原告の天海正克さんが最終の意見陳述を行いました。(裏面に掲載)

裁判長から疑問を呈されていた「支援を打ち切った法的根拠」について、千葉市は明確に示せませんでした。

判決は3月30日(火)となります。



毎回きぼーる前交差点にて宣伝し、裁判所までパレードします。

65歳の壁 障害者を年齢で差別するな!

重度の障害者の人たちは障害者総合支援法により、自宅内でのヘルパー介護や外出時の介助などの福祉サービスを活用し生活し、社会参加しています。ところが65歳になると介護保険法適用へ強制的に移行させられます。支援法第7条が介護保険を優先して適用することを定めているからです。自らの意思で社会参加を目的とした総合支援法の適用をうけてきたのに、目的の異なる介護保険法を適用され、個人としての尊厳を大きく傷つけられることとなります。このような制度に対し、天海正克さん(千葉市在住)は裁判を起こしました。

これまで県社保協は、支援の人々とともに「障害者を年齢で差別するな」「介護保険への強制移行は憲法と障害者権利条約違反」などと街頭で訴えを行い、傍聴行動を呼びかけてきました。原告完全勝利に向けひきつづき取り組みを強めます。

「公正な判決を求める」署名は1343団体、さらに213の点字署名が寄せられました。

千葉地裁への署名提出は…
1月6日(水) 14時 です。

ちば派遣村 in 東葛実行委員会

第14回 なんでも相談会 in 柏

12月23日(水) 柏駅東口とパレット柏にて、第14回「ちば派遣村なんでも相談会 in 柏会場」が開催されました。「ちば派遣村 in 東葛実行委員会」主催によるなんでも相談会は、第1回の2009年10月以降、柏・松戸・野田・流山・我孫子・鎌ヶ谷の東葛地域の社会保障に係わる団体・事業所が協力し、弁護士・税理士・社会保険労務士・医師・看護師・社会福祉士・ケアマネージャー・生活相談員・労働相談員・市議会議員などでチームを組み相談に対応、毎年開催してきました。

今回はコロナ禍のもとでの開催が心配されましたが、新型コロナウイルスの影響が大きいためこそ、相談会が必要と実行委員会では準備を進めました。

事前相談による予約の確保、パーティションとソーシャルディスタンスでの濃厚接触回避、寒さの中でのスタッフの休憩確保などを図り、短時間に集中して活動しました。

相談は事前の電話と当日会場あわせて44件。内容は、労働・生活関連が32件、医療・介護関連12件で日々の生活に関わる相談が多く寄せられました。スタッフは総勢101人(40団体・個人3)でした。 ※通行する人々に看板とチラシで案内 ↓



◎原告最終陳述◎ 介護を奪った千葉市に公正な判決を！ 天海 正克

千葉市は、介護保険申請をしない私に対して、障害者福祉サービスのすべてを奪いました。私は、障害者の人間としての生きる権利を無視した千葉市が許せず、提訴しました。

この5年間、3名の弁護士をはじめ支援する会の会員や全国の障害者・家族・関係者のみなさんの支えで、裁判闘争を続けることができ感謝申し上げます。

私がなぜ介護保険への移行を拒否したかということ、それはこれまで築いてきた障害者運動の成果を反故にしたくなかったからです。

2006年4月から、それまで無料だった居宅介護の利用料が「障害者自立支援法」により1割の応益負担になりました。私は、障害程度区分4と認定され、月に身体介護45時間と家事援助25時間の合計70時間の支給決定がされ、毎月2万円弱の利用料を払うこととなり、大きな負担となりました。

しかし、障害者が食事をしたり、トイレに行ったり、入浴するのに、なぜ利用料を取られるのと全国の障害者団体が団結し、日比谷野外音楽堂周辺に毎年1万人以上が集まり、全国各地の運動の広がりや自立支援訴訟の提訴など闘いにより、2010年4月から、「障害者総合支援法」により低所得者である障害者の利用料は無料になりました。しかし私は、無料となった利用料を、65歳という年齢によって再び応益負担を復活させることは許されないと強く思ってきました。

そうした中で65歳となり、千葉市から「介護保険を申請しろ」と何度も言われましたが、私は、障害者の社会参加を含めた基本的人権の保障を掲げる「障害者福祉」と、高齢者の利用料が払えないと必要な支援も提供しない「介護保険」との違いや、「基本合意」に反する制度移行には同意できないなどを繰り返し話し、介護保険申請を断りました。

すると8月1日からすべての介護が打ち切られました、生活のすべてを失い、服は着たまま、食事は外食のみ、不衛生・不健康な生活となってしまったので、全額自己負担で介護を受けました。利用料は月に14万円となり、年金収入の2倍もの利用料がかかってしまいました。そこでやむを得ず介護保険を申請しました。

しかし、泣き寝入りはできないと2015年11月に千葉市を相手に千葉地裁に提訴したのです。

日本国憲法は、国・自治体が国民に対して守るべき最高規範であります。すべての介護を奪った千葉市は憲法25条に違反していることは明白です。昨年5月には証人尋問が行われ、被告千葉市側の証人は「覚えてない」と何の責任も感じていませんでした。

私と同様に、65歳で障害者福祉を打ち切られた岡山市の浅田さんが提訴した裁判は、2018年3月に岡山地裁、12月に広島高裁で判決があり、浅田さんの全面勝利判決が確定しています。

浅田さんの勝利に続き、千葉地裁においても同様の判決が下されることを切望します。

日本国憲法・障害者権利条約・障害者基本法などに年齢制限はありません。65歳になったからといって、障害者福祉給付を打ち切ることは絶対に許せません。また、障害者がどこに住み、どんな生活を送るかは障害者自身が決定することです。障害者が望むのであれば、障害者福祉給付の継続を保障すべきです。

私は、障害者自立支援法違憲訴訟の闘いで原告団と国が取り交わした「基本合意」と障害者自立支援法の応益負担反対の運動を反映した政府の障害者制度改革推進会議の「骨格提言」の実現を求めて、応援してくれる方々とともに運動を続けていきます。

この間、全国の1300以上の公正な判決を求める団体署名、約490のネット署名、200名を超える視覚障害者から点字署名が寄せられ、励まされました。

障害者総合支援法第7条は介護保険給付との二重給付を回避するための規定であり、障害福祉サービスを打ち切る根拠にはなりません。そして、自治体による障害福祉サービスの打ち切りは憲法25条違反であることを改めて強調し、陳述を終わります。